

業種別の課税対象償却資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫・冷凍庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
製パン業、製菓	窯、オープン、スライサー、あん鍊機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳滅則定器、CTスキャン）、各種キャビネット等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶、軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャンピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、大工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等

個人事業者のみなさん、
売上1,000万円を超えていませんか？

前々年の課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になります。

新たに消費税の課税事業者となる方
◇速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。
◇日々の記帳や書類の保存が必要です。
一般課税により申告される方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

消費税の簡易課税制度を選択する方
◇「簡易課税制度選択届出書」を提出してください。
平成17年に新たに課税事業者となった方、平成18年に課税事業者である方は、平成17年12月31日までに提出する必要があります。

安全・便利な振替納税のご利用を

その1 納税資金の積立て

いざ納付というときに資金不足とならないよう納税資金の積立てをしておきましょう。

その2 振替納税

個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税できる安全・便利な振替納税をご利用ください。

平成17年分消費税の申告・納付期限は平成18年3月31日(金)です。
※詳しくは、伊野税務署(☎893-1121)までご相談ください。

(3) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権など）

提出・問い合わせ先

〒781-2192
いの町1700-1
税務課

☎893-1118

〒781-2492
いの町上八川甲1934
吾北総合支所住民課

☎867-2300

〒781-2601
いの町長沢123-12
本川総合支所住民課

☎869-2112

この度、国土交通省が実施する「都市再生街区基本調査」の一環として、独立行政法人都市再生機構が次のとおり調査等を実施することになりましたので、お知らせします。なお、この調査に町民のみなさんの立会いは必要ありません。

1 期間
平成17年12月～平成18年3月

2 対象地域
いの町の人口集中地区(詳しくは、担当までお問い合わせください)
※人口集中地区とは人口密度が

4,000人/以上であり、隣接して5,000人以上を有する地区が存在する地区のことです。

3 作業内容
調査作業(既存基準点設置状況及び街区の角等を踏査します。)

問い合わせ先
調査全般に関して
都市再生機構西日本支社
都市再生企画部
担当：石倉、高寺
☎06-6969-9585
平日9時30分～12時
13時～17時